

議第76号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地域再生法の改正に伴い改正しようとする。

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 本社機能 法人又は個人の事業所等であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 研究所であつて研究開発において重要な役割を担うもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>(16) 本社機能移転計画 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の規定により岐阜県知事が認定した本社機能を移転又は整備する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>をいう。</p> <p>(17) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 本社機能 法人又は個人の事業所等であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 研究所であつて研究開発において重要な役割を担うもの<u>(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(16) 本社機能移転計画 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の規定により岐阜県知事が認定した本社機能を移転又は整備する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>をいう。</p> <p>(17) (略)</p>

改正前				改正後			
別表第1（第3条、第7条関係）				別表第1（第3条、第7条関係）			
助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間	助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
雇用促進助成金	<p>(1) 新設の場合 基準日における新規雇用従業員の数が1人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては<u>5人以上</u>、その他の企業にあっては<u>10人以上</u>）であること。</p> <p>(2) 増設又は移設の場合 基準日において、新規雇用従業員の数が1人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては<u>5人以上</u>、その他の企業にあっては<u>10人以上</u>）で、かつ、常時雇用従業員の数が基準従業員数を超過していること。</p>	新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額。ただし、増設又は移設の場合においては、基準日における常時雇用従業員の数から基準従業員数を差し引いた数に20万円を乗じて得た額を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間	雇用促進助成金	<p>(1) 新設の場合 基準日における新規雇用従業員の数が1人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては<u>2人以上</u>、その他の企業にあっては<u>5人以上</u>）であること。</p> <p>(2) 増設又は移設の場合 基準日において、新規雇用従業員の数が1人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては<u>2人以上</u>、その他の企業にあっては<u>5人以上</u>）で、かつ、常時雇用従業員の数が基準従業員数を超過していること。</p>	新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額。ただし、増設又は移設の場合においては、基準日における常時雇用従業員の数から基準従業員数を差し引いた数に20万円を乗じて得た額を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間
事業所等設置助成金の項～事業所等借上助成金の項（略）				事業所等設置助成金の項～事業所等借上助成金の項（略）			
別表第2（第5条、第9条関係）				別表第2（第5条、第9条関係）			
助成金の種類	指定の要件			助成金の種類	指定の要件		
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数			投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数	
雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては2,000万円以上であること又は年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては <u>5人以上</u> 、その他の企業にあっては <u>10人以上</u> であること。		雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては2,000万円以上であること又は年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては <u>2人以上</u> 、その他の企業にあっては <u>5人以上</u> であること。	
事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上	増設又は移設の場合は、操業開始の日		事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上	増設又は移設の場合は、操業開始の日	

	(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては <u>5人以上</u> 、その他の企業にあつては <u>10人以上</u>)増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1人以上増加していること。		(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては <u>2人以上</u> 、その他の企業にあつては <u>5人以上</u>)増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1人以上増加していること。
事業所等新設助成金の項 (略)			事業所等新設助成金の項 (略)		
事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては <u>5人以上</u> 、その他の企業にあつては <u>10人以上</u>)増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1人以上増加していること。	事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては <u>2人以上</u> 、その他の企業にあつては <u>5人以上</u>)増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあつては、1人以上増加していること。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の高山市企業立地促進条例の規定は、平成30年6月1日以後に新たに本社機能移転計画が認定された事業所等について適用する。